

(案)

木津川市循環型社会推進基金の活用に係る指針(ガイドライン)

木津川市循環型社会推進基金は、以下の事業に係る経費に充てるものとする。

1. ごみの減量と再資源化に資する事業
 - (1) ごみの削減・減量化、再資源化に関すること
 - (2) ごみの発生を抑制・回避に関すること

2. 次世代に豊かな自然環境を継承する事業
 - (1) 地球温暖化対策(温室効果ガスの排出削減)に関すること
 - (例) 太陽光発電設備・蓄電設備の導入
 - (例) 電気自動車の導入
 - (2) 自然環境の保全に関すること
 - (例) 森林や農地の保全、河川の水質保全に関すること
 - (3) まちの美化推進に関すること
 - (例) 地域の清掃、緑化に関すること
 - (例) ごみ回収拠点の整備、維持管理に関すること
 - (例) 不法投棄、不適正排出の防止に関すること

3. ごみの減量や再資源化、自然環境の保全、地球温暖化対策などの周知・啓発、環境学習や教育に資する事業

◇ 木津川市循環型社会推進基金条例(抜粋)

第 1 条 ごみの減量と再資源化を進め、次世代に豊かな自然環境を継承する事業の推進を図るため、木津川市循環型社会推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。